

認定歯科衛生士申請・更新に関わる申し合わせ事項

平成 21 年 10 月 8 日制定	平成 23 年 8 月 30 日改定	平成 24 年 8 月 28 日改定	平成 25 年 2 月 10 日改定	平成 25 年 8 月 28 日改定
平成 21 年 10 月 8 日施行	平成 23 年 8 月 30 日施行	平成 24 年 8 月 28 日施行	平成 25 年 2 月 10 日施行	平成 25 年 8 月 28 日施行
平成 26 年 5 月 14 日改定	平成 26 年 8 月 27 日改定	平成 27 年 10 月 30 日改定	平成 28 年 5 月 1 日改定	平成 28 年 8 月 22 日改定
平成 26 年 5 月 14 日施行	平成 26 年 8 月 27 日施行	平成 27 年 10 月 30 日施行	平成 28 年 5 月 1 日施行	平成 28 年 8 月 22 日施行
平成 29 年 1 月 21 日改定	平成 29 年 5 月 7 日改定	平成 30 年 5 月 6 日改定	平成 30 年 8 月 19 日改定	平成 31 年 1 月 14 日改定
平成 29 年 1 月 21 日施行	平成 29 年 5 月 7 日施行	平成 30 年 5 月 6 日施行	平成 30 年 8 月 19 日施行	平成 31 年 1 月 14 日施行
令和元年 7 月 11 日改定	令和元年 8 月 18 日改定	令和元年 10 月 25 日改定	令和 2 年 10 月 9 日改定	令和 2 年 12 月 2 日改定
令和元年 7 月 11 日施行	令和元年 8 月 18 日施行	令和元年 10 月 25 日施行	令和 2 年 10 月 9 日施行	令和 2 年 12 月 2 日施行
令和 4 年 5 月 12 日改定	令和 4 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 1 月 26 日改定	令和 5 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 10 月 6 日改定
令和 4 年 5 月 12 日施行	令和 4 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 1 月 26 日施行	令和 5 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 10 月 6 日施行
令和 6 年 1 月 8 日改定	令和 7 年 5 月 11 日改定	令和 7 年 10 月 10 日改定	令和 8 年 1 月 12 日改定	令和 8 年 5 月 24 日改定
令和 6 年 1 月 8 日施行	令和 7 年 5 月 11 日施行	令和 7 年 10 月 10 日施行	令和 8 年 1 月 12 日施行	令和 8 年 5 月 24 日施行
令和 8 年 8 月 11 日改定				
令和 8 年 8 月 11 日施行				

認定歯科衛生士申請・更新について

認定歯科衛生士申請書類一式

1. 認定歯科衛生士申請書類

1-1) 認定歯科衛生士申請書

1-2) 履歴書

1-3) 研修証明書

1-4) 認定歯科衛生士申請許可書

1-5) 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が開催する学術集会の参加証明書

1-6) 救急蘇生講習会受講修了証（複写）

1-7) 症例一覧表

1-8) 症例報告書

1-9) 歯科衛生士免許証（複写）

*申請書類作成上の注意事項

* 1. 認定歯科衛生士申請書について

- 1) 申請書には正会員として本学会に入会した年月日の記入が必要であるので、入会年月日不詳

の場合は、事務局まで問い合わせる。

＊ 2. 履歴書について

- 1) 学歴・職歴・研修歴をひとつにまとめ、年順に記載すること。ここでの研修歴は研修証明書に対応している必要がある。

＊ 3. 研修証明書について

- 1) イ. 認定歯科衛生士制度施行細則第2条における「研修を受ける施設」とは学会認定医が勤務（非常勤を含む）している歯科診療施設である。（病院、センター、介護施設、歯科診療所等を含む）
ロ. 日本麻酔科学会の認定した麻酔科認定病院はこの条件を満たすものとする。（但し、その旨を明示する書類を添付すること。）
- 2) 研修証明書には、直接指導を受けた学会認定医または日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院の代表専門医の証明が必要である。
- 3) 複数の施設で研修を行った場合は、その施設の数だけ、研修証明書が必要になる。
- 4) 研修証明書は、申請書類の提出締切日から6か月以内に発行されたものが有効になる。
- 5) 研修証明書で証明される研修期間に制限は設けないが、正会員として本学会に入会した年月日以降に限る。複数の施設で研修を行っている場合、重複する期間があっても研修歴は加算されない。
- 6) 研修指導者（学会認定医）が非常勤等で指導を行っている場合は、その勤務形態（勤務日数）および指導体制を記載する必要がある。その他説明を要する場合は特記事項に記載する。

＊ 4. 認定歯科衛生士申請許可書について

- 1) 認定歯科衛生士申請許可書には、学会認定医の証明が必要である。
- 2) 申請許可書は、申請書類の提出締切日から6か月以内に発行されたものが有効になる。

＊ 5. 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が開催する学術集会の参加証明書について

- 1) 日本歯科麻酔学会総会・学術集会、リフレッシュコース出席記録とバイタルサインセミナー、学会認定関連団体出席記録と救急蘇生講習会記録に分けて記載する。
- 2) 認定歯科衛生士制度規則第2章第4条の学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が主催する学術集会の参加は、正会員として本学会に入会した年月日以降に開催されたものに限る。但し、バイタルサインセミナーはこの限りではない。
- 3) 各業績については、参加を証明する書類または受講を証明する書類がなければ業績として認められない。

＊ 6. 救急蘇生法の講習会

- 1) 認定歯科衛生士制度施行細則第6条にある救急蘇生の講習会は米国心臓協会、日本救急医学会が実施する一次救命救急処置研修会（BLS コース）とする。申請する年の5年前の3月1日から申請する年の2月28日までに受講しているものが有効となる。

＊ 7. 症例一覧表について

- 1) 症例一覧表に記載する症例は、申請時から遡って1年以内の症例に限り、必要症例数は20例以上とする。
- 2) 同一症例を重複して申請することはできない。同一時間内に重複する症例も認めない。
- 3) 症例は細則第4条の研修カリキュラムに基づいて経験した症例とする。
- 4) 症例は、全身疾患患者に限らず、健常者でも長時間の口腔外科処置、インプラント手術などでモニタリングを行った症例も申請できる。
- 5) 症例番号は、歯科診療実施年月日にしたがって、通し番号とする。
- 6) 性別は、いずれかを○で囲む。
- 7) 2歳以上は年齢のみで可とする。
- 8) 歯科処置名は略さないで日本語で記入する（歯式は不要）。
- 9) 管理方法は、1. 全身麻酔、2. 鎮静法、3. モニタリング、4. その他の中から研修した項目の番号を記載する。その他の場合は具体的な管理方法を記載する必要がある。複数の項目を記載してもよい。
- 10) 歯科治療時間は、○時間○分と記入する。
- 11) 研修施設名は、○○歯科医院、○○センター歯科診療室、○○病院歯科口腔外科などと記入する。（但し、学会認定医が勤務（非常勤を含む）している歯科診療施設または日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院であることが必要）
- 12) 研修指導者名は、当該症例に関して直接歯科麻酔の理論と技術を指導した指導者（認定医または公益社団法人日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院の代表専門医）とする。
- 13) 静脈内鎮静法症例については、学会認定医の指導を受ける必要がある。
- 14) 備考欄は、合併基礎疾患、全身的偶発症など、特記すべき事項があれば記入する。
- 15) 症例一覧表は、学会ホームページよりダウンロードすること。

＊ 8. 症例報告書について

- 1) 症例一覧表に記載された症例の中から口頭試問時に説明できる症例を3例選び、症例報告書を作成しなければならない。
- 2) 症例報告書は、学会ホームページよりダウンロードすること。

＊研修カリキュラム履修項目の内容

- 1) 研修の内容は、患者の全身状態の評価と管理の補助、歯科診療時のバイタルサインの評価、モニタリングの方法、救急蘇生法を含むものとする。
- 2) 患者の全身状態の評価と管理の補助とは、問診票の内容を理解でき、基礎疾患に関する基本的な知識を有すること、全身的偶発症に関する基本的な知識があり、歯科医師が行う救急処置の補助などができることである。
- 3) 歯科診療時のバイタルサインの評価とは、血圧、脈拍、呼吸、体温、意識などのバイタルサインに関する基本的な知識を有し、歯科診療中の変化と異常の有無を把握して、歯科医師に報告できることである。
- 4) モニタリングの方法とは、自動血圧計のマニシュエット、パルスオキシメータのプロープなど

を正しく装着することができ、血圧、脈拍数、SpO₂などを正確に測定することができることである。

5) 救急蘇生法とは、救急蘇生講習会を受講していることである。

***認定歯科衛生士試験の方法**

- 1) 認定歯科衛生士制度規則第6条に基づき、書類審査に合格したものに対しては筆記試験および口頭試問を課す。
- 2) 口頭試問では、提出された症例報告書をもとに認定歯科衛生士審査委員が試問を行う。
- 3) 参考書として、全国歯科衛生士教育協議会監修：歯科衛生学シリーズ 口腔外科学・歯科麻酔学、医歯薬出版などがある。

***更新申請書類作成上の注意事項**

更新時の業績について

- 1) 認定歯科衛生士制度施行細則第9条に関わる研修単位20単位のうち、日本歯科麻酔学会総会・学術集会への出席による単位取得が10単位以上必要である。
- 2) 全身管理に関する講習会については、受講証明書類と受講内容の提出が可能なものにつき認められる。但し、その認否は認定歯科衛生士委員会の判断に基づくものとする。学術集会における教育講座は全身管理に関する講習会で審査委員会が認めたものに含まれる。

***認定歯科衛生士の更新期限の延長について**

病気、介護、出産・育児等で取得単位が、資格更新基準を満たせない場合は、更新期限延長を申請できる。その際、認定歯科衛生士更新延長申請願の他に診断書等その根拠となる書類の写しを提出する必要がある。

- 1) 海外留学：日本での所属施設長（認定医が所属する施設の場合は認定医）の証明書または留学先責任者の証明書。
- 2) 病気・介護：医師の診断書。
- 3) 出産・育児：出産証明書、診断書、母子健康手帳のいずれか1つ。
- 4) その他：認定歯科衛生士委員会が適当と認めた理由書。

***認定歯科衛生士の公表**

認定歯科衛生士を認定された者のうち、ホームページへの氏名・都道府県の掲載を希望する者は都道府県別に氏名を掲載することができる。